

○農林水産省令第十五号
 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)
 第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規

則の一部を改正する省令を次のように定める。
 昭和五十四年四月四日
 農林水産大臣 渡辺美智雄
 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
 七十三号)の一部を次のように改正する。
 第六条第二項第二号中「柏崎港」の下に、「新
 宮港」を加える。
 附 則
 この省令は、公布の日から施行する。